

2021年1月12日

受診者のみなさまへ

一般財団法人 日本健康文化振興会

緊急事態宣言に伴う当会の対応について

いつも当会の健康診断をご利用いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言が首都圏一都三県に再度発令され、他地区でも発令が見込まれております。

政府からのオフィス出勤者7割減との要請により、当会と致しましては新型コロナウイルス感染症拡大防止およびスタッフの健康と安全のため、業務に従事する人数を1月13日より縮小して業務を行って参ります。

これに伴い電話での問合せ対応も下記のように変更させていただきます。
尚、この体制は緊急事態宣言解除までを予定しております。

【当面の対象期間】 2021年2月5日まで

【電話対応時間】 9:00～15:00

業務に従事する人員を減らす体制をとることにより、通常時に比べて返信や対応に遅れが生じることも予想されます。

また、医療機関においては4月8日付の厚生労働省保健局からの発出通知により、同様に非常事態宣言の期間中においては健康診断の受診を停止している施設も多く出ております。対象の医療機関にてお申し込みをいただいた方々におかれましては、順次当会もしくは医療機関よりご連絡を差し上げますので、しばらくお待ちくださいますようお願い致します

色々とお不便をお掛けすることと存じますが、何卒ご理解の程、よろしく願いいたします。

※緊急事態宣言の発令期間が延長となった際は、上記対応をそのまま継続させていただきますのでご了承ください。